

令和2年度玉名女子高等学校部活動に係る活動方針

玉名女子高等学校
校長 鈴木田光孝

1 本校の部活動

運動系：バスケットボール、バレーボール、ソフトボール、バドミントン、卓球、陸上、ダンス、
(サッカー、空手道)

文化系：吹奏楽、茶道、華道、JRC(青少年赤十字)、インターアクト、美術、放送、軽音楽

同好会：パソコン、調理、書道、合唱、国際交流、ハンドメイド、バトントワリング、水泳

2 目標

- (1) 生徒の自主的・自発的な参加、他者と協調・協力する活動をとおして、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- (2) 部員同士が同じ目標に向かって取り組む経験をとおして、生徒同士、教師と生徒の豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感を高める等、心身の健全な育成を図る。
- (3) 運動部活動においては、スポーツの楽しさや喜びを味わうことで、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するとともに体力の向上や健康の増進を図る。
- (4) 文化部活動においては、芸術文化の他、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動で楽しさや喜びを味わうことで、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむための感性や、創造性を養う。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

ア 1週間の活動日は、原則5日以内とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)週末に大会等参加で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ 原則、定期試験の2日前から活動を中止する(学習時間の確保)。ただし、考査終了日より2週間以内に県内の公式大会等がある場合、校長の許可を得て授業終了後1時間程度の活動を行うことができる。また、考査終了日より1週間以内に同様の大会等がある場合は、考査期間中ではあるが、校長の許可を得て考査終了後1時間程度の活動を行うことができる。ただしこの期間、日曜日及び祭日の活動はできない。(ただし、生徒の自発的練習はこの規定から除く)

ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。ただし、閉庁期間の最後の日から1週間以内に公式大会等が行われる場合は、校長の許可を得て「必要最小限の日数(各日3時間程度)」で活動を行うことができる。

(2) 活動時間

ア 平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末も含む)は3時間程度とする。なお、朝の活動は行わない(ただし、生徒の自発的練習はこの規定から除く)。

また、練習場への移動・準備・後片付け等の時間は除くこととする。

イ 完全下校時間を厳守する。練習終了の目安を、完全下校時間の25分前とする。

(3) 完全下校時間(寮生の事情も勘案する必要があるが、原則、この時間とする)

平日(4月~9月) 19:30 / 平日(10月~3月) 19:00

(4) 共通の休養日

ア 定期試験に関わる一定期間(原則、試験前2日間+試験期間中)

イ その他

夏季学校閉庁日の5日間・冬季学校閉庁日の6日間

(5) 上記の基準を超えた活動日・活動時間

生徒の実態、競技・活動等の特性の観点から、本校特技奨学生を有する部活動については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮し、原則上記の規定に準じて活動するが、上記の活動時間・規定を超えて活動する場合も必要の範囲内・一般常識の範囲内で許可することがある。その際は、必ず生徒本人・保護者会の承認を得ることを必要とし、それを前提にして校長が総合的に判断(許可)する。

(6) その他

大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝練習ができるものとするが、この場合、希望する部活動は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿、校外活動等

練習試合や合宿、校外活動等の実施にあたっては、部活動顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、(合宿においては、合宿内容、合宿日/校外活動においては、活動内容、活動日)、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 大会等への参加

大会等への参加は、高体連・高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部活動顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した大会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に顧問会、部活動生集会等を開催し、目標や活動方針の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

なお、年間活動計画・月間活動計画・活動実績等は適宜、校長へ提出することとする。